

平成29年度概算要求額 42,000千円

①広告等の監視

医業等に係るウェブサイトが医療広告規制等*に違反していないかを監視

②規制の周知等

不適切な記載を認めた場合、当該医療機関等に対し規制を周知し、自主的な見直しを図る

③情報提供

改善が認められない医療機関を所管する自治体に対する情報提供



④実態把握

自治体に対する情報提供の後の改善状況等の調査を行う



期待される効果

ウェブサイトの監視体制の強化により、美容医療サービスを提供する医療機関等のウェブサイトの適正化につなげ、消費者トラブルの減少を目指す。

*医療法、医療法施行令、医療法施行規則、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項、医療広告ガイドライン及び医療機関ホームページガイドライン